

ちょっとためになる申告の情報をお届けします♪

「リリーフ通信・記帳の教室」

「保険料等」について

皆様こんにちは。今回は、生命保険の控除証明書など皆様のお手元に届いている時期ですので、保険料等についてお話ししたいと思います。

まず、保険といっても色々な種類の保険があります。どの保険を支払っているのかによって、処理が異なってきます。今回は個人事業主のケースをお話しさせていただきます。

今回は皆様に関わる、「生命保険等」、「国民健康保険等の社会保険料」、「損害保険」の三種類を確認していきます。「生命保険等」については、主に病気や入院や将来の貯蓄等のために支払います。そのため、事業には関係のない支出となるため、経費として処理することは出来ません。「国民健康保険等の社会保険料」については、これも事業とは関係なく加入しなければならないものですから経費として処理することは出来ません。

「損害保険」は経費として処理できる場合があります。セブテム活動をされている皆様の中でよく出てくるものとして自動車保険がありますが、事業で車を使用されている場合は経費となります。

また、地震保険等は基本的に経費になりませんが、サロンなどの店舗に係るものは、経費となります。

これでは、「全然経費にならないのね！」と思われた方が多いと思います。経費にはなりませんが、確定申告書に「所得から差し引かれる金額」という欄があります。そこで上記の「生命保険等」、「国民健康保険等の社会保険料」、「地震保険」は控除することが出来ます。「生命保険等」は最高12万、「国民健康保険等の社会保険料」は全額、「地震保険」は最高5万が控除できます。細かい計算など知りたい方はお気軽に弊社までお尋ね下さい。所得から差し引けるので実質は経費と同様の効果があります。

上記の所得控除を受けるためには、生命・地震保険の控除証明書、国民年金の控除証明書、国民健康保険等の支払金額が、必要となりますので無くさないように保管して下さい。

不明点等がありましたら、リリーフまでお気軽にお問い合わせ下さい。

（株）リリーフは“いつまでも賢い人生を送る”皆様の応援団です♪

（株）リリーフ 記帳の教室事業部 担当：丸山豊正

〒462-0853 名古屋市北区志賀本通2-13 名城ラポビル4F

TEL：052-912-2180 FAX：052-912-2182

mail：simada4f@po.mirai.ne.jp

【相談依頼書】 FAX：052-912-2182

なまえ

ところ

でんわ

メール

【相談内容】